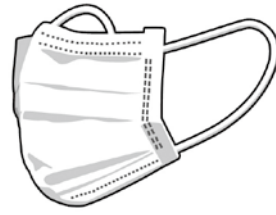


1

PM2.5の注意喚起は、 どのような基準で発 動されるのですか

《30歳代女性》



声

7月にPM2.5（微小粒子状物質）の注意喚起が発動されました。

この注意喚起は、どのような基準で発動され、発動されたときは、どのようなことに気を付けたらよいのですか。

答

PM2.5の国の環境基準は、平成21年に設定され、平成25年には、注意喚起のため、暫定的な指針が示されました。

北海道でも、注意喚起のための暫定的な指針の運用を定めており、千歳市は、この暫定指針に基づいて、注意喚起の判断を行っているといえます。

千歳市は、平成24年12月からPM2.5の測定を開始しており、本年7月26日、道内では2回目、千歳市では初めてとなる注意喚起を発動しました。

注意喚起は、午前5時～7時の1時間値の平均値が、85マイクログラムを超えたときに発動し（終日有効）、市のホームページへの掲載や、学校への連絡、報道機関などを通じて、市民の皆さんに周知を図ります。

対処方法は、①屋外で長時間の激しい運動や外出をできる限りしない、②換気や窓の開閉を少なくする、③外出時にマスクを着用する、④帰宅後の手洗い・うがいをする、などがあげられます。特に呼吸器系や循環器系に疾患のある方、子どもや高齢の方は、体調に応じて慎重に行動することが求められます。

【環境課環境係
☎(24)0594

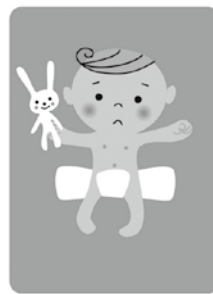
声のらん

「声のらん」は、主に「市長への手紙・ポスト」や「広報広聴モニター」の声と、その答えをご紹介します。このほかに、皆さんからの一般的な質問などもご紹介いたしますので、疑問に思っていることなどを、お手紙などでお寄せください。ただし、他の市民の方にも参考になる内容を採用させていただくため、全てを掲載することはできません。また、質問の内容を確認する必要上、お手紙には必ず連絡先と名前をご記入ください。【〒066-8686 / 千歳市東雲町2丁目34 / 千歳市企画部広報広聴課 宛】

2

乳幼児おむつ用のごみ袋 は、どのような基準で配 布しているのですか

《20歳代女性》



声

無料で配布される乳幼児おむつ用ごみ袋は、まだ、子どもが小さいので、大変、助かっています。

さて、このゴミ袋の配布枚数をもっと増やしてもらいたいと思いますが、どのような基準で配布しているのでしょうか。

答

紙おむつを使用する世帯は、子育て世帯のうち若年層が中心です。

市は、紙おむつ用のごみ袋の購入が経済的負担になると考えられるので、子育て支援の一環として、3歳未満の乳幼児を育てている世帯に対して、無償で配布しています。

毎年、4月1日を基準日とし

て、対象児童1人あたり紙おむつ用ごみ袋（20歳の燃やせるごみ用ごみ袋）を100枚（当該年の4月2日から10月1日まで）に3歳を迎える対象児童は50枚）、4月2日以降に出生または転入した児童は、10月1日を副基準日として50枚を配布し、3年間で最大300枚を配布しています。

年間の配布枚数は、1日のおむつ替えの平均回数を基に、週2回のごみ排出に必要な枚数として計算しています。

なお、他市の状況では、乳幼児おむつ用ごみ袋の配布は、対象年齢を「2歳未満の乳幼児がいる世帯」としているところが多いようですが、千歳市は、「3歳未満の乳幼児がいる世帯」とし、対象年齢を拡大して配布しています。

【子育て推進課子育て支援係
☎(24)0328